

〈論文〉

プーフェンドルフにおける自然法思想 ——メランヒトンからの継承と発展——

菱刈 晃夫

キーワード：プーフェンドルフ，自然法，自己保存，生得観念，教育

はじめに

すでにメランヒトンにおける自然法思想と、その原理となる「自然の光」について考察を重ねてきた⁽¹⁾。小論では、17世紀の法学者であり、近代自然法思想の礎でもあるプーフェンドルフ（Samuel von Pufendorf, 1632-1694）の自然法思想の要点を明確にする。

ルター派の牧師の子として生まれたプーフェンドルフもまた、最初は神学を学ぶべくライプツィヒ大学に進学するものの、さまざまな学科に熱中した後にイエナ大学に移り、そこで数学者ヴァイゲルと出会う⁽²⁾。そこでデカルト主義を学び、理性への信頼による自然法論の基礎を築く。またグロティウスやホッブズについても学んだ。1661年にハイデルベルク大学教授となり、大学にて自然法を担当して講義した最初の人物であるとされる⁽³⁾。

自然法に関するプーフェンドルフの主著としては、①『普遍法学原理』（*Elementorum Jurisprudentiae Universalis*, 1660）、②『自然法と万民法』（*De Jure Naturae et Gentium*, 1672）、③『自然法に基づく人間と市民の義務』（*De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem*, 1673）の三つが挙げられる。なお、③は自然法についてもっとも纏まった浩瀚な②の抜粋版である（以下『義務論』と略記）。

小論では③を主な原典資料としてその要点をつかむことで、近代自然法論への過渡期における、メランヒトンからの継承と発展的な相違について明らかにしていこう。

1 節 自然法の起源

プーフェンドルフは、人間の自然本性を探究することから自然法の本質は自ずと明らかになるという。人間が道徳的存在（*entia moralia*）であるとする、いわばプーフェンドルフの人間論については、『自然法と万民法』の第1巻1章を解説しなければならない⁽⁴⁾。が、今その余裕はないので、取り急ぎ『義務論』で展開されている自然法思想の要点だけ、まずは押さえておきたい。これは2巻で構成されているが、その第1巻3章が自然法に関する章であり、ここを中心に見ていこう。

プーフェンドルフは、自然法の本質が人間の本性（*natura*）と気質（*ingenium*）を徹底して検討することで明らかになるとする⁽⁵⁾。そこで、もともと人間とはどのような本性と気質、あるいは素質を持った動物なのか。まず挙げられるのが、①自己保存の感情（*affectus*）である。

さて人間は、自分より大事なものは何一つないこと、あらゆる方法で自己を保存しよう（*conservare*）とすること、自分に善いと思えるものを獲得し、害悪を追い払おうとする点で、自分の感覚を備えているすべての動物と共通点がある⁽⁶⁾。

次にあげられるのが、②他者からの援助の必要性である。人間は、他の動物と比較して無力な状態で生まれてくる。ここに他者からもたらされる世話や保護がなければ、決して成人には達し得ない。「したがって、他人の援助もなく成人年齢に達したとしたら、奇跡に匹敵するだろう」⁽⁷⁾。ゆえに、人は人を必要としている。

したがって、最善にして最高の神に次いで、この世界では、人間自身以外に、人間に対してより大きな利益を生じさせるものは何もないのである⁽⁸⁾。

しかし、その次に挙げられるのが、③欠陥(vitium)であり、それには他の動物には見られない欲情(libido)、悪しき感情(affectus)、欲望(cupido)がある。動物もまた食欲や性欲に駆られるが、しかし、それは満足させられるものである。が、人間の場合はそれとは異なる。

人間は欲情libidoがいつでも活動している動物なのであり、種の保存に必要と思われるよりもはるかに頻繁にその突き棒で刺激を受けるのである。彼の胃袋は満たされるだけでなく、楽しませられることも欲しているものであり、しばしば、自然に消化できる以上のものを求めるのである⁽⁹⁾。

他の動物のように、人間は単に欲求や必要性(ニーズ)を満足させようとするのではない。さらにそれを超えて、人間は欲望にも憑りつかれていて、それは欠陥にもなる。

余剰物を所有したいという欲望、貪欲、名声と他人に優越したいという欲望、嫉妬、競争心、才能の競い合いである。それが示唆するのは、人類が衝突し合うたいていの戦争は、野獣が知らない原因から生じるということである⁽¹⁰⁾。

よって、③の欠陥とは、換言するに、欲望であり、この欲望はじつにさまざまな形態をとって、悪しき感情を伴いつつ、また欲情も重なり合って、人間の現実状態となっている。

そして最後に挙げられるのが、④人間の気質や素質の多様性である。他の動物、野獣では、どれも同じような感情や欲求によって導かれるのに対し、人間には各自各様の感じ方や、美があり、しかも時と場合により、多様に混ざり合った欲望に駆り立てられる。ここに「注意深い調整や抑制が必要である」(solicita temperatura & moderatione opus est)⁽¹¹⁾。

簡単に纏めると、人間には他の動物と同じように、①自己保存の本能(本性)があるが、生まれながらにして無力であるがゆえに、②他者からの援助を必要としている。ところが、さまざまな欲望に駆られた③欠陥を有していると同時に、その④気質や素質も多様である。いずれにせよ、自分と同類の援助がなければ生存してゆけない動物であるという点で社会性の法(leges socialitatis)を必要とするが、これこそが人間の本質から導き出された自然法(leges naturales)である、とプーフェンドルフはいう。しかし厄介なのは、人間が他者からの助力を必要とするにもかかわらず、「人間はそれと同時に悪意があり、傲慢で、すぐに怒り、他人に損害を及ぼす力があるばかりでなく、そうする傾向がある」⁽¹²⁾という点にある。

メランヒトンの時代なら、すぐに人間の「罪」の問題を掲げたであろうが、神学から自然法が分離していく途上で、プーフェンドルフにおいては、人間の欠陥を罪の問題とは直結させて見てはいない。むしろ、そうした従来の神学的見方を回避し、人間の生まれながらの無力さゆえの援助の必要性を押さえつつ、自己保存を当然の本能として認め、そこに良くも悪くも人々の多様性を肯定することで、むしろ神学的解釈を保留した自然学的生物学的見方により、現代に接近してきていることがうかがわれるであろう。

そこで、プーフェンドルフはメランヒトンも多く依拠するアリストテレスとも異なる。「プーフェンドルフが主張する社会性は、アリストテレスの「ゾーン・ポリティコン(政治的動物)」の教説とは根本的にその性格を異にしており、アリストテレスのように、社会性が生得的に人間に備わっているという意味ではなく、むしろ、人間は自己愛を深く有する動物であるがゆえに社会的にならなくてはならないという、SeinではなくSollenとしての社会性である。つまり、プーフェンドルフの説く社会性は規範的性格をきわめて強く有しているといえる。しかも、自己愛の否定の上に成立する社会性ではなく、自己愛=利己性を社会

的に実現するための社会性である」⁽¹³⁾。プーフェンドルフは、あくまでも人間が訓練と教化、すなわち教育によって社会性という目的を達成するための潜在的能力を持っているとするのであって⁽¹⁴⁾、しかも自己愛や利己性を自然に即して肯定した上で、これをよりよく実現させようと試みる点からしても、より現代的であるといえよう。

2 節 自然法とは

こうしてプーフェンドルフは、社会性を涵養し維持しなければならないということ (*colendam & servandam esse socialitatem*) が、基本的な自然法の命じるところであるという⁽¹⁵⁾。

この社会性に必然的かつ普遍的に役立つものはすべて自然法によって命じられ、社会性を乱し、あるいは破壊するものはすべて禁じられていること、である⁽¹⁶⁾。

人間は、①自己保存と、無力であるがゆえの②援助の必要性において、社会もしくは社会性を必要不可欠とするため、この社会性を涵養し維持することが、自然法の第一の命令となる。そして、残りすべての命題は、この下に含まれるという。

しかしながらプーフェンドルフがこうした自然法の根拠として挙げているのが、まさにメランヒトンと同様の「自然の光」(*lumen naturale*) である。「それらが明白であることは人間に内在しているあの自然の光が示している」(*quorum evidentiam lumen illud naturale hominibus insitum insinuat*)⁽¹⁷⁾。

さらに、自然法に基づくさまざまな戒律 (*praecepta*) は明白な効用 (*utilitas*) を持っているが、しかもこれが効力 (*vis*) をも併せ持つためには、神の存在、その摂理による支配、生まれつき備えている理性の光が前提とされる、とプーフェンドルフはいう。つまり、自然法の内的な道徳的拘束力の根拠を、効用、そして最終的には神の意志に見いだしているというわけである⁽¹⁸⁾。そうした自然法に関する神学的な説明は、11 節で続けられる。

もしわれわれが現在の人間の状態に厳密に限定するなら、原初の状態がそれとは違っていたのかどうか、またそこから変化が生じたのかどうかは考慮せずに、神が自然法の作者であるということが自然理性から証明される (*Esse autem Deum legis naturalis auctorem, ex ratione naturali ita demonstrator*)⁽¹⁹⁾。

原初の状態がどうであったかというのは、メランヒトンの時代なら、人間の墮罪や罪に関する神学的人間観が最初に問題とする箇所であるが、プーフェンドルフはそうしたことは保留するにしても、ともかく神が自然法の作者であることが自然理性によって証明される、という点に重点を置いている。しかも、こう続く。

人間本性 *natura hominis* は次のようなものとして作られた。人類は社会生活なしでは確かなものとはなりえないということ、人間の精神はこの目的に役立つ概念を理解できるものとして捉えられるということ、である⁽²⁰⁾。

プーフェンドルフは「神」に言及するとはいえ、その重心は、より人間の自然の理性や光に置かれている。しかも、この末節では、「完全には腐敗しきっていない人間の精神に」(*in animis hominum non plane corruptorum*) とも記されている。これは、すでに見たメランヒトンの中でたびたび現れる表現である。その場合は、「神の像」(*imago Dei*) が完全に破壊されているわけではない、といった言い方を往々にして伴うが、プーフェンドルフにおいては神学上の言説があからさまに登場してはいない。あくまでも自然法の

効力は神に求めつつも、その実利的効用においては人類一般の理性や自然の光に根ざすことで、ここに近代自然法は、狭くキリスト教的世界に限定されることがなくなる可能性を持つ。とはいうものの、プーフェンドルフにおいて神の存在は、依然として自然神学的にも前提とされている。

3節 自然法は生得的なものか、否か

さて、プーフェンドルフの自然法思想とメランヒトンとのあいだには、表現の違いはあれ、類似点も見いだされたのであるが、こうした自然法が人間の自然本性に内在しているかどうか、という点で大きく異なる。プーフェンドルフは、こう述べる。

この法は自然によって知られると一般に言われているが、このことは、今生まれ出たばかりの人間の精神に、行われるべきことと避けられるべきことについて、実際の明確な命題が内在しているかのように理解されるべきではないと思われる⁽²¹⁾。

ここで明確にプーフェンドルフは生得観念としての自然法には与していない。これはメランヒトンと異なる点である。確かに自然法は「理性の光によって探究することができる」(per lumen rationalis possint)⁽²²⁾し、そうした理性や自然の光を人間の自然本性は備えている。しかし、それはあくまでも、そうした素質、資質や能力を元より備えてはいるというだけであり、自然法の生得的な観念が備わっているわけではない、とプーフェンドルフは理解している。たとえそれが聖書の中にあるように、人間の心の中に記されているかのように見えてとしても、それはあくまでも成長と発育、そして教育の成果に他ならない。

子供の頃からの市民生活の学びから (a puero ex vitae civilis disciplina)、われわれにはそうした観念が教え込まれているために、また最初にそれを得た時を思い出すことができないために、あたかもそれが生まれつきわれわれにすでに備わっていたかのように、その知識について思うのである。また、それは母国語に関して誰でも経験することなのである⁽²³⁾。

人間には自然法の観念や概念を得る資質・能力、つまり素質や気質は備わっているにせよ、これを現実化させるためには、disciplina すなわち教授や訓練、教育といった他者からの働きかけが必要不可欠なのである。多様に訳し得るディスクリプリーナには、ドイツ語訳ではZuchtが当てられている。

ここには、プーフェンドルフの反デカルト的、反スコラの立場が明確に示されている。つまり、自然法の原理を「生得観念」(ideae innatae)として人間の心の中に先天的に備わっているとする見解を明確に否定しているわけで、この点は、メランヒトンとの大きな相違点でもある。プーフェンドルフにとって自然法は、人間が社会的存在である必要性からしても、理性によって導かれてはいるものの、しかし人間の心に「もともと書き込まれている」ものではない。だからこそ、より経験的かつ教育的な働きかけが強調されるわけで、ここに人間の理性による改善の可能性が、さらに拓かれると考えられる。

おわりに

プーフェンドルフの自然法思想の要点を見てきた。メランヒトンと比較しても、①自然法は生得的(innatum)ではないという点で、デカルト主義やスコラ学的な生得観念説への否定が明らかとなった。また、②自然法は理性により、そして社会的経験によって徐々に学ばれるとする点で、教育や経験、社会性を重視していた。そして、③「自然法が内在する」というのは、理解する潜在力に関してのみ言えることであり、これは、神が人間に理性的能力を与えた、という意味に限るものである。

「自然の光」に由来する理性の光といった思想をプーフェンドルフはメランヒトンから継承しつつも、生得観念としての自然法といったデカルト的、スコラ学的、そしてライプニッツや、メランヒトンも依拠するキケローやアリストテレスやプラトンの伝統とは異なり、この点で相違的な発展を遂げていることが分かるであろう。また自己保存に起源する自己愛や利己心を一概に「罪」などと呼んでもいない。自然法は神学から解放されつつある。ただし、『自然法と万民法』を解説することで明らかにされる詳細や、またグロティウスらとの違いなどについては⁽²⁴⁾、今後の課題としたい。

注

- (1) 菱刈晃夫『メランヒトンの倫理思想——研究と翻訳——』成文堂、2025年、特に第5章以下、参照。
- (2) 勝田有恒・山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち——グラーツィアヌスカール・シュミットまで——』ミネルヴァ書房、2008年、180頁、参照。
- (3) 和田小次郎『近代自然法学の発展』有斐閣、85頁、参照。
- (4) プーフェンドルフ『自然法にもとづく人間と市民の義務』前田俊文訳、京都大学学術出版会、2016年、27頁、訳注1、参照。前田俊文『プーフェンドルフの政治思想』成文堂、2004年、167頁以降、参照。なお、『義務論』からの引用は、原則として、この翻訳書による。原典としては、Samuel Pufendorf Gesammelte Werke. Band 2. De officio. Hg. v. Gerald Hartung. Berlin 1997. を参照した。この場合、S. で頁箇所を示す。また、前掲訳書では言及されていないようであるが、この全集には Immanuel Weber (1659-1726) によるドイツ語訳も併録されているので、あわせて参照した。下線部は引用者による。
- (5) プーフェンドルフ前掲『自然法にもとづく人間と市民の義務』、51頁。
- (6) 同前書、51頁。S.21.
- (7) 同前書、51頁。S.21-22.
- (8) 同前書、52頁。S.22.
- (9) 同前書、52-53頁。S.22.
- (10) 同前書、53頁。S.22.
- (11) 同前書、54頁。S.22.
- (12) 同前書、54頁。S.22.
- (13) 前田前掲書、3-5頁。
- (14) 同前書、28頁、注(5)、参照。
- (15) プーフェンドルフ前掲『自然法にもとづく人間と市民の義務』、55頁。S.23.
- (16) 同前書、55頁。S.23.
- (17) 同前書、55頁。S.23.
- (18) 同前書、55頁。訳注1、参照。S.23.
- (19) 同前書、56頁。S.23.
- (20) 同前書、56頁。S.23.
- (21) 同前書、57頁。S.23.
- (22) 同前書、57頁。S.23.
- (23) 同前書、57頁。S.23.
- (24) さしあたり、前田前掲書、A.P. ダントレーヴ『自然法』久保正幡訳、岩波書店、2006年、73頁以降、参照。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP 22K00110 の助成を受けたものです。